

○滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例

(滋賀県下水道審議会)

第21条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県下水道審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議する。

(審議会の組織等)

第22条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

7 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則

(審議会の会長および副会長)

第17条 審議会に会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 条例第22条第9項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

4 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第20条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、琵琶湖環境部下水道課において処理する。

(雑則)

第22条 第17条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。